

京都府等学校等修学資金返還催告委託業務に関する仕様書

1 委託の目的

京都府高等学校等修学資金貸付金の返還金のうち、納付期限を経過して未納となった債権について、催告の一部を債権回収会社に委託することにより、関係事務の効率化と返還金額の増加を図る。

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 委託する債権の概要

- (1) 名 称 京都府高等学校等修学資金
- (2) 債務者等 債務者＝修学生本人及び連帯保証人1名
- (3) 返還開始 貸付期間又は返還猶予期間終了の後、据置期間経過後
- (4) 返還方法 月賦、半年賦、年賦又は一括(返還計画書による。)
- (5) 返還期間 修学金 最長20年、修学支度金 最長7年
- (6) 対象債権
 - ① 令和7年3月以前返還開始者に係る未納債権
 - ② 令和7年4月以降返還開始者に係る未納債権

4 委託業務内容

(1) 文書による催告

- ・ 上記対象債権の債務者に対して、圧着はがきによる催告を行う。
- ・ 圧着はがきの形式は業務委託予告書(発信者名:京都府)、修学生本人への催告書(発信者名:受託者)及び連帯保証人への催告書(発信者名:受託者)の3種類とする。

(2) 電話による催告業務

- ・ 上記対象債権の債務者本人及び連帯保証人に対して、電話による催告を行う。
- ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日を含めて実施する。
- ・ 午前(9時から12時まで)、午後(12時から18時まで)、夜間(18時から概ね20時まで)のいずれかの時間帯に実施する。

(3) 報告業務

催告等の状況について、以下の項目により整理し、京都府あて書類及び電子データで報告する。

- ・ 文書催告の記録(発送日。なお、返戻された場合は、返戻日及びその理由)
- ・ 電話催告の記録(実施日、修学生番号、催告内容・結果の3項目)
- ・ その他特記事項

(4) 想定人数、スケジュール等

① 業務委託予告書送付

年月	対象	想定 人数	ファイル 種別	ファイル 提供日	催告書 発送日
令 7 年 7 月	全体①	3,200	2	7 月 23 日	7 月 25 日
	全体②	1,300	2		

② 催告書送付及び電話催告

年月	対象	想定 人数	ファイル 種別	ファイル 提供日	催告書 発送日	架電 開始日	架電 終了日
令 7 年 8 月	単月滞納	200	1	8 月 18 日	8 月 20 日	8 月 23 日	8 月 30 日
	その他	4,000	2				
令 7 年 11 月	単月滞納	400	1	11 月 10 日	11 月 12 日	11 月 15 日	11 月 22 日
	その他	3,700	2				
令 8 年 1 月	単月滞納	400	1	1 月 9 日	1 月 14 日	1 月 17 日	1 月 24 日
令 8 年 2 月	単月滞納	400	1	2 月 6 日	2 月 10 日	2 月 14 日	2 月 21 日
	その他	3,900	2				
令 8 年 3 月	単月滞納	400	1	3 月 2 日	3 月 4 日	3 月 7 日	3 月 14 日
合 計		13,400	—		—	—	—

(5) その他

- ・ 上記(2)の電話による催告は、債務者又は連帯保証人への催告を行うまで、時間帯を変えて最低3回は電話するものとする。
- ・ 上記(4)のファイル種別1、2はCSVファイルで提供するものとし、提供項目は別添のとおりとする。
- ・ 受託者が主債務者等に文書等により催告する内容は、次のとおりとする。

上記(4)のファイル種別1については、修学金・修学支度金の別に「〇月分」として月毎に対象となる債権内容及び未納額を催告する。

上記(4)のファイル種別2については、修学金・修学支度金の別に未納回数及び未納額を催告する。

なお、8月ファイル種別2については、連帯保証人にも催告する。

上記(4)①のファイル種別2については、「全体①」用の文言による業務委託予告書及び「全体②」用の文言による業務委託予告書の2種類とする。

5 その他留意すべき事項

(1) 個人情報の取扱い等

別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(2) 再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 苦情処理

委託業務に関する苦情は、受託者において対応しなければならない。

(4) 法令の遵守

京都府の業務の受託者として、良識ある行動と善良な態度で業務を実施するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法等の関係法令を遵守すること。

(5) 損害賠償

ア 業務の実施に当たり受託者及び委託業務実施担当者(以下「受託者等」という。)が損害を受けても、京都府は補償しない。

イ 受託者等は、債務者及び第三者に損害を与えないように注意しなければならない。

ウ 受託者等の故意又は過失により京都府、債務者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに京都府に報告するとともに、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(6) 書類保管

受託者は、委託業務に関する関係書類(コンピュータ等の電子媒体に記憶させた磁気情報を含む。)を適切に保管し、情報漏えいに対する措置に努めなければならない。

(7) その他

ア 京都府が必要と認めるときは、あらかじめ受託者に連絡した上で、京都府が直接、債務者等と交渉し、又は資料の収集等の調査を行うことがある。

イ 契約締結後、作業の詳細については京都府の担当者と打ち合わせすること。

ウ 本仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、その都度、京都府と協議すること。

別添

□ファイル種別1

個人番号	修学生番号	返還方法	支払方法	修学生氏名（カナ）	修学生氏名	修学生生年月日	学校名	修学生郵便番号	修学生住所	修学生電話番号（自宅）	修学生電話番号（携帯）	連帯保証人名（カナ）	連帯保証人名	連帯保証人名生年月日	連帯保証人郵便番号	連帯保証人住所	連帯保証人電話番号（携帯）	連帯保証人電話番号（自宅）	貸与始期年月	貸与終期年月	貸与総額	調定年月日	調定額	納期限	未収納額
------	-------	------	------	-----------	-------	---------	-----	---------	-------	-------------	-------------	------------	--------	------------	-----------	---------	---------------	---------------	--------	--------	------	-------	-----	-----	------

□ファイル種別2

個人番号	修学生番号	返還方法	支払方法	修学生氏名（カナ）	修学生氏名	修学生生年月日	学校名	修学生郵便番号	修学生住所	修学生電話番号（自宅）	修学生電話番号（携帯）	連帯保証人名（カナ）	連帯保証人名	連帯保証人名生年月日	連帯保証人郵便番号	連帯保証人住所	連帯保証人電話番号（携帯）	連帯保証人電話番号（自宅）	貸与始期年月	貸与終期年月	貸与総額	割賦金額	未納回数	未納額合計	未収納額
------	-------	------	------	-----------	-------	---------	-----	---------	-------	-------------	-------------	------------	--------	------------	-----------	---------	---------------	---------------	--------	--------	------	------	------	-------	------